

生乳流通体制合理化推進事業実施要領新旧対照表

改正後	現行
<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認            平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号            一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付 29 農畜機第 409 号承認            平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号            一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農畜機第 449 号承認            平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号            一部改正 平成 30 年 8 月 23 日付け 30 農畜機第 2995 号承認            平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号            一部改正 平成 30 年 10 月 12 日付け 30 農畜機第 3892 号承認            平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号            一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付け 30 農畜機第 4677 号承認            平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号            一部改正 平成 31 年 4 月 15 日付け 31 農畜機第 353 号承認            平成 31 年 4 月 16 日付け中酪（業務）発第 36 号            一部改正 令和 2 年 4 月 14 日付け 2 農畜機第 284 号承認            令和 2 年 4 月 27 日付け中酪（総務）発第 50 号  <u>一部改正 令和 3 年 4 月 13 日付け 3 農畜機第 292 号承認</u>  <u>令和 3 年 4 月 13 日付け中酪（総務）発第 47 号</u></p>	<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認            平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号            一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付 29 農畜機第 409 号承認            平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号            一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農畜機第 449 号承認            平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号            一部改正 平成 30 年 8 月 23 日付け 30 農畜機第 2995 号承認            平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号            一部改正 平成 30 年 10 月 12 日付け 30 農畜機第 3892 号承認            平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号            一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付け 30 農畜機第 4677 号承認            平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号            一部改正 平成 31 年 4 月 15 日付け 31 農畜機第 353 号承認            平成 31 年 4 月 16 日付け中酪（業務）発第 36 号            一部改正 令和 2 年 4 月 14 日付け 2 農畜機第 284 号承認            令和 2 年 4 月 27 日付け中酪（総務）発第 50 号</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>第 2 事業の内容</p> <p>この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化等体制整備</p> <p>中酪は、実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減又は生乳の需給調整を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補</p>	<p>第 2 事業の内容</p> <p>この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化体制整備</p> <p>中酪は、実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。</p>

改正後	現行
<p>助するものとする。</p> <p>(1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催</p> <p>(2) 協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定</p> <p><u>(3) 生乳需給調整協議会の意見を踏まえ、生乳の広域的な流通の方策等を定める生乳需給調整計画（以下「生乳需給調整計画」という。）の策定</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 生乳需給調整機能装置の整備</p> <p><u>中酪は、実施団体が、生乳需給調整計画に基づく生乳需給調整を図るため、既存の貯乳施設の補改修に要する経費を補助するものとする。</u></p>	<p>(1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会（以下「協議会」という。）の開催</p> <p>(2) 協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策<u>並びに</u>コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>第3 事業の要件</p> <p>1 <u>生乳流通体制合理化機械装置</u></p> <p>(1) <u>貸付対象機械装置等の範囲</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p><u>(2) 貸付対象機械装置の借受者</u></p> <p>[略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p><u>(3) 貸付対象機械装置の貸付者</u></p> <p>[略]</p>	<p>第3 事業の要件</p> <p>1 <u>貸付対象機械装置等の範囲</u></p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2 貸付対象機械装置の借受者</p> <p>[略]</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 貸付対象機械装置の貸付者</p> <p>[略]</p>

改正後	現行
<p>ア [略] イ [略] <u>(4) 貸付対象機械装置の貸付期間</u> [略] ア [略] イ [略] <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> <u>(8) 貯乳施設附帯機械装置の補改修</u> [略] ア [略] イ [略]</p> <p><u>2 生乳需給調整機能装置の補改修</u> <u>(1) 第2の3の事業における補改修の対象となる生乳需給調整機能装置は、別表1の貯乳施設附帯機械装置のみとし、全てのタンクの合計貯乳量が100トン未満のものとする。</u> <u>(2) 第2の3の事業における施設の補改修は、広域的な生乳の流通に資するためのものに限り、乳業者が保有する加工処理施設を使用する場合にあっては、当該乳業者自らの加工処理施設間の運搬に係る場合は対象外とする。</u></p>	<p><u>(1) [略]</u> <u>(2) [略]</u> 4 貸付対象機械装置の貸付期間 [略] <u>(1) [略]</u> <u>(2) [略]</u> <u>5 [略]</u> <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> 8 貯乳施設附帯機械装置の補改修 [略] <u>(1) [略]</u> <u>(2) [略]</u></p> <p>[新設]</p>
<p>第4 事業の実施 1 生乳流通合理化等計画の内容等 (1) [略] ア 生乳流通合理化計画 実施団体のうち、生乳受託販売事業者又はその会員が、生乳流通合理化計画を策定する場合にあっては、『「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」のうち指定団体の取組について』（令和3年2月9日付け2生畜第1813号農林水産省生産局長通知）に基づき当該生乳受託販売事業者が策</p>	<p>第4 事業の実施 1 生乳流通合理化計画の内容等 (1) [略] [新設] 実施団体のうち、生乳受託販売事業者又はその会員が、生乳流通合理化計画を策定する場合にあっては、「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について（平成27年10月16日付け27生畜第1115号農林水産省生産局長通知）」に基づき当該生乳受託販売事業者が策定した集送乳の合理化に係る推</p>

改正後	現行
<p>定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>イ 生乳需給調整計画</u>  <u>生乳需給調整計画を策定する場合にあっては、生乳の広域的な流通に係る取組等について策定するものとする。</u></p> <p>(2) 都道府県知事等への計画の提出</p> <p>ア 実施団体は、別紙様式第1-1号の生乳流通合理化計画又は別紙様式第1-2号の生乳需給調整計画を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。</p> <p>なお、生乳流通合理化計画又は生乳需給調整計画の内容を変更した場合も同様とする。</p> <p>イ 実施団体は、第2の2の(1)及び(2)の事業にあっては、生乳流通合理化計画を第2の3の事業にあっては生乳需給調整計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置の検収</u></p> <p>実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置が納品された場合は、速やかに当該貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置の検収を行い、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置の検収にあっては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 事業の実施期間  この事業の実施期間は、令和3年度とする。</p>	<p>進計画との整合性を図るよう努めるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 都道府県知事等への計画の提出</p> <p>ア 実施団体は、別紙様式第1号の生乳流通合理化計画を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。</p> <p>なお、生乳流通合理化計画の内容を変更した場合も同様とする。</p> <p>イ 実施団体は、第2の2の(1)及び(2)の事業にあっては、生乳流通合理化計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>貸付対象機械装置及び生乳流通体制合理化機械装置の検収</u></p> <p>実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機械装置が納品された場合は、速やかに当該貸付対象機械装置及び生乳流通体制合理化機械装置の検収を行い、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置の検収にあっては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 事業の実施期間  この事業の実施期間は、令和2年度とする。</p>

改正後	現行
<p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等  中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。  ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p> <p>第9 運営状況等の報告  実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等、<u>生乳流通体制合理化機械装置</u>（取得価格が50万円未満のものを除く。）<u>及び生乳需給調整機能装置</u>について、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。</p> <p>第10 消費税及び地方消費税の取扱い  1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）<u>がある</u>場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等</p>	<p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等  中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。  ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合又は令和2年度までに満たすと見込まれる場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業のうち<u>補助対象経費の欄の（1）及び（3）の事業</u>について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p> <p>第9 運営状況等の報告  実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等<u>及び生乳流通体制合理化機械装置</u>（取得価格が50万円未満のものを除く。）について、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。</p> <p>第10 消費税及び地方消費税の取扱い  1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）<u>があり、かつ、その金額が明らかな</u>場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に</p>

改正後	現行																
<p>相当額が明らかでない場合は、この限りではない。  2～3 [略]  第11～第12 [略]</p> <p>附 則（令和3年4月13日付け中酪（総務）発第47号）  <u>この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。  2～3 [略]  第11～第12 [略]</p> <p>[新設]</p>																
<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="91 547 992 788"> <thead> <tr> <th>貸付対象機械装置</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー（車台、タンク等）</td> <td rowspan="4">生乳流通合理化計画等において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。</td> </tr> <tr> <td>生乳冷却機器（バルククーラー等）</td> </tr> <tr> <td>生乳成分検査機器</td> </tr> <tr> <td>貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象機械装置	内 容	タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画等において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。	生乳冷却機器（バルククーラー等）	生乳成分検査機器	貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1144 547 2031 788"> <thead> <tr> <th>貸付対象機械装置</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー（車台、タンク等）</td> <td rowspan="4">生乳流通合理化計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。</td> </tr> <tr> <td>生乳冷却機器（バルククーラー等）</td> </tr> <tr> <td>生乳成分検査機器</td> </tr> <tr> <td>貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象機械装置	内 容	タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。	生乳冷却機器（バルククーラー等）	生乳成分検査機器	貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）		
貸付対象機械装置	内 容																
タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画等において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。																
生乳冷却機器（バルククーラー等）																	
生乳成分検査機器																	
貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）																	
貸付対象機械装置	内 容																
タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。																
生乳冷却機器（バルククーラー等）																	
生乳成分検査機器																	
貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）																	
<p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="91 866 992 1377"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費  (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整会議の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整会議の開催	[略]	(2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定	[略]	<p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1144 866 2047 1377"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費  (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策等を定める生乳流通合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催	[略]	(2) 集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策等を定める生乳流通合	[略]
事業の種類	補助対象経費	補助率															
1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整会議の開催	[略]															
	(2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定	[略]															
事業の種類	補助対象経費	補助率															
1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催	[略]															
	(2) 集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策等を定める生乳流通合	[略]															

改正後			現行		
2 [略]	[略]	[略]	2 [略]	理化計画の策定 [略]	[略]
3 生乳需給調整機能装置の整備	生乳需給調整機能装置の補改修に要する経費	1/3以内 ただし、1事業者当たり1千万円を補助限度額とする。	[新設]	[新設]	[新設]
別紙様式第1-1号			別紙様式第1号		
〇〇（実施団体名）生乳流通合理化計画			〇〇（実施団体名）生乳流通合理化計画		
都道府県 知事 〇〇 〇〇 殿			都道府県 知事 〇〇 〇〇 殿		
一般社団法人中央酪農会議 会長 〇〇 〇〇 殿			一般社団法人中央酪農会議 会長 〇〇 〇〇 殿		
住所 団体名 代表者氏名			住所 団体名 代表者氏名		
[削る。]			印		
生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の2の事業の実施に当たり、生乳流通合理化計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の(2)のアの規定に基づき提出します。			生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の2の事業の実施に当たり、生乳流通合理化計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の(2)のアの規定に基づき提出します。		
記			記		

改正後	現行
<p>1～4 [略]</p> <p>別紙様式第1－2号</p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇（実施団体名）生乳需給調整計画</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県 知事 〇〇 〇〇 殿</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p><u>生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の3の事業の実施に当たり、生乳需給調整計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の（2）のアの規定に基づき提出します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 趣旨 本会は、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の1の（3）に基づき、以下のとおり、生乳需給調整計画を策定する。</p> <p>2 生乳需給調整計画の実施体制（生乳需給調整協議会の組織構成、事業参加者名）</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>[新設]</p>



改正後	現行																								
<p>及びそれらの役割分担を図式明記すること)</p> <p>3 生乳需給調整計画の概要</p> <p>4 具体的な内容等</p> <p>(1) 対象となる業務（集乳、送乳、生乳検査、その他）及びその地域  <u>（別途、地図で酪農家、クーラーステーション、乳業工場等の位置関係を説明すること。）</u></p> <p>(2) 本事業で補改修する貯乳施設附帯機械装置等の種類、規模、利用場所</p> <p>(3) 具体的な生乳流通体制（別途、流通体制をフロー図で説明すること。）</p> <p>(4) 期待される効果</p> <p>5 需給調整目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度区分</th> <th style="text-align: center;">能力表示の単位</th> <th style="text-align: center;">年間搬出計画</th> <th style="text-align: center;">1日あたり貯乳計画</th> <th style="text-align: center;">主な搬出計画</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">整備前 <u>（〇〇年度）</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整備後初年度 <u>（〇〇年度）</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整備後5年後 <u>（〇〇年度）</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>年間搬出計画には、タンクに貯乳機能を持たせた場合における、受入（搬出）乳量の計画量を記載。</u>  <u>1日あたり貯乳計画には、1日あたり貯乳のうち、最大の時の計画量を記載。</u></p> <p>6 添付書類  <u>協議会の名簿、議事録、算定基礎資料</u></p> <p>別紙様式第2号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書</p>	年度区分	能力表示の単位	年間搬出計画	1日あたり貯乳計画	主な搬出計画	備考	整備前 <u>（〇〇年度）</u>						整備後初年度 <u>（〇〇年度）</u>						整備後5年後 <u>（〇〇年度）</u>						<p>別紙様式第2号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書</p>
年度区分	能力表示の単位	年間搬出計画	1日あたり貯乳計画	主な搬出計画	備考																				
整備前 <u>（〇〇年度）</u>																									
整備後初年度 <u>（〇〇年度）</u>																									
整備後5年後 <u>（〇〇年度）</u>																									

改正後	現行
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>実施団体名 代表者名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 借 受 者 名 代表者氏名 <u>〔削る〕</u></p> <p>令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を実施したいので、貴実施団体が策定した生乳流通合理化計画及び生乳流通体制合理化推進事業実施要領に同意するとともに、同要領第4の2の(1)の規定に基づき下記のとおり、関係書類を添えて事業参加を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1～2 [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙 [略]</p> <p>別紙様式第4号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>実施団体名 代表者名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 借 受 者 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を実施したいので、貴実施団体が策定した生乳流通合理化計画及び生乳流通体制合理化推進事業実施要領に同意するとともに、同要領第4の2の(1)の規定に基づき下記のとおり、関係書類を添えて事業参加を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1～2 [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙 [略]</p> <p>別紙様式第4号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名</p>

改正後					現行						
代表者氏名				[削る。]	代表者氏名				印		
<p>令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を下記のとおり実施したいので、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)</p>					<p>令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を下記のとおり実施したいので、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)</p>						
区 分		事業費	負担区分		備考	区 分		事業費	負担区分		備考
			補助金	その他					補助金	その他	
1 生乳流通合理化等体制整備						1 生乳流通合理化等体制整備					
(1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催						(1) 生乳流通合理化協議会の開催					
(2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定						(2) 生乳流通合理化計画の策定					
2 [略]						2 [略]					
3 生乳需給調整機能装置の整備						[新設]					
合計						合計					
注：[略]					注：[略]						
4 [略]					4 [略]						
5 添付書類					5 添付書類						
(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]						
(3) ①〇〇 (実施団体名) 生乳流通合理化計画 (別紙様式第1-1号) ②~⑥ [略]					(3) ①〇〇 (実施団体名) 生乳流通合理化計画 (別紙様式第1号) ②~⑥ [略]						
(4) ①〇〇 (実施団体名) 生乳流通合理化計画 (別紙様式第1-1号) ②・③ [略]					(4) ①〇〇 (実施団体名) 生乳流通合理化計画 (別紙様式第1号) ②・③ [略]						
(5) 生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類					[新設]						

改正後											現行																																			
① ○○（実施団体名）生乳需給調整計画（別紙様式第1・2号） ② 機器等の見積書 ③ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類  別紙 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画  1 生乳流通合理化等体制整備 （1）生乳流通体制合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 （2）生乳流通体制合理化計画及び生乳需給調整計画の策定 2 [略] 3 生乳需給調整機能装置の整備  <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">生乳 生産 者団 体名</th> <th rowspan="2">地 域 名 又 は 都 道 府 県名</th> <th rowspan="2">実 施 時 期</th> <th rowspan="2">取 組 内 容</th> <th rowspan="2">補改 修す る機 械装 置名</th> <th rowspan="2">補 助 率</th> <th rowspan="2">事業 費 (税 込)</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th colspan="3">積算基礎</th> </tr> <tr> <th>補助 金 (税 抜)</th> <th>そ の 他</th> <th>員 数</th> <th>単価 (税 抜)</th> <th>金額 (税 抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>											No.	生乳 生産 者団 体名	地 域 名 又 は 都 道 府 県名	実 施 時 期	取 組 内 容	補改 修す る機 械装 置名	補 助 率	事業 費 (税 込)	負担区分		積算基礎			補助 金 (税 抜)	そ の 他	員 数	単価 (税 抜)	金額 (税 抜)														別紙 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画  1 生乳流通合理化体制整備 （1）生乳流通体制合理化協議会の開催 （2）生乳流通体制合理化計画の策定 2 [略] [新設]				
No.	生乳 生産 者団 体名	地 域 名 又 は 都 道 府 県名	実 施 時 期	取 組 内 容	補改 修す る機 械装 置名	補 助 率	事業 費 (税 込)	負担区分		積算基礎																																				
								補助 金 (税 抜)	そ の 他	員 数	単価 (税 抜)	金額 (税 抜)																																		
注1：生乳生産者団体から提出された生乳需給調整計画を添付すること。 注2：補改修の内容がわかる書類を添付すること。 注3：貯乳タンクの補改修の場合は、取組内容の欄に補改修前後の容積を記載すること。 別添 [略]  別紙様式第5号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書											別添 [略]  別紙様式第5号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書																																			

改正後	現行																																																	
番 号 年 月 日  一般社団法人中央酪農会議 会長 殿  住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]	番 号 年 月 日  一般社団法人中央酪農会議 会長 殿  住 所 団 体 名 代表者氏名 印																																																	
<p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の2の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 生乳需給調整機能装置の整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注2 [略]</p> <p>4 [略]</p>	区 分	事業費	負担区分		備考	補助金	その他	1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定					2 [略]					3 生乳需給調整機能装置の整備					合計					<p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の2の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会の開催  (2) 生乳流通合理化計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 [略] [新設]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注2 [略]</p> <p>4 [略]</p>	区 分	事業費	負担区分		備考	補助金	その他	1 生乳流通合理化体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会の開催  (2) 生乳流通合理化計画の策定					2 [略] [新設]					合計				
区 分			事業費	負担区分		備考																																												
	補助金	その他																																																
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定																																																		
2 [略]																																																		
3 生乳需給調整機能装置の整備																																																		
合計																																																		
区 分	事業費	負担区分		備考																																														
		補助金	その他																																															
1 生乳流通合理化体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会の開催  (2) 生乳流通合理化計画の策定																																																		
2 [略] [新設]																																																		
合計																																																		

改正後	現行
<p>別紙様式第6号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の3の(2)の規定に基づき請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略] 2 振込先金融機関名等 (1)～(3) [略] (4) <u>(フリガナ)</u> 口座名義</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の3の(2)の規定に基づき請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略] 2 振込先金融機関名等 (1)～(3) [略] (4) <u>口座名義</u></p> <p>別紙様式第7号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書</p>

改正後	現行																																																							
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日																																																							
一般社団法人中央酪農会議 会長 殿	一般社団法人中央酪農会議 会長 殿																																																							
住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]	住 所 団 体 名 代表者氏名 印																																																							
令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり実施したので、生乳流通体 制合理化推進事業実施要領第7の4の規定に基づきその実績を報告します。 なお、併せて精算額 円の交付を請求します。 記	令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり実施したので、生乳流通体 制合理化推進事業実施要領第7の4の規定に基づきその実績を報告します。 なお、併せて精算額 円の交付を請求します。 記																																																							
1～2 [略]	1～2 [略]																																																							
3 事業に係る精算額 (単位：円)	3 事業に係る精算額 (単位：円)																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">交付決定</th> <th colspan="3">事業実績</th> <th rowspan="2">既概 算払 受領 額 ②</th> <th rowspan="2">差引 精算払 請求額 ①-②</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>事業 費</th> <th>補助 金</th> <th>事業 費</th> <th>補助金 ①</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 生乳需給 調整機能装置 の整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付決定		事業実績			既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備 考	事業 費	補助 金	事業 費	補助金 ①	そ の 他	1～2 [略]									3 生乳需給 調整機能装置 の整備									<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">交付決定</th> <th colspan="3">事業実績</th> <th rowspan="2">既概 算払 受領 額 ②</th> <th rowspan="2">差引 精算払 請求額 ①-②</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>事業 費</th> <th>補助 金</th> <th>事業 費</th> <th>補助金 ①</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 [略] [新設]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付決定		事業実績			既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備 考	事業 費	補助 金	事業 費	補助金 ①	そ の 他	1～2 [略] [新設]								
区分		交付決定		事業実績						既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備 考																																												
	事業 費	補助 金	事業 費	補助金 ①	そ の 他																																																			
1～2 [略]																																																								
3 生乳需給 調整機能装置 の整備																																																								
区分	交付決定		事業実績			既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備 考																																																
	事業 費	補助 金	事業 費	補助金 ①	そ の 他																																																			
1～2 [略] [新設]																																																								
4 [略]	4 [略]																																																							

改正後	現行
<p>5 振込先金融機関名等  (1)～(3) [略]  (4) <u>(フリガナ)</u>  口座名義</p> <p>6 添付書類  (1)～(3) [略]  <u>(4) 生乳需給調整機能装置の検収調書(写)</u>  <u>(5) 生乳需給調整機能装置の請求書等(写)</u></p> <p>別添様式第8号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年度における生乳流通体制合理化推進事業について、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第9の2の規定に基づき、その運営状況等について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]  添付資料  (1)～(2) [略]  [削る。]</p>	<p>5 振込先金融機関名等  (1)～(3) [略]  (4) <u>口座名義</u></p> <p>6 添付書類  (1)～(3) [略]  [新設]  [新設]</p> <p>別添様式第8号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年度における生乳流通体制合理化推進事業について、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第9の2の規定に基づき、その運営状況等について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]  <u>2 添付資料</u>  (1)～(2) [略]  <u>(3) 生乳流通体制合理化推進事業実施要領第6のただし書きにより、令和3年度</u></p>



改正後

現行

2 需給調整目標と実績

区分	生乳需給調整計画			実績									
	○年度	○年度目標 (5年後)		○年度		○年度		○年度		○年度		○年度	
	①	実績 ②	達成率 ②/①	実績 ③	達成率 ③/①	実績 ④	達成率 ④/①	実績 ⑤	達成率 ⑤/①	実績 ⑥	達成率 ⑥/①	実績 ⑦	達成率 ⑦/①
年間搬出量 (トン)													
1日当たり貯乳 量(トン)													
〇〇 ( )													

注：生乳需給調整計画の欄は、提出した生乳需給調整計画に記載した計画値を記入すること。

添付資料

生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の3の事業により導入した生乳需給調整機能装置の利用状況がわかる書類

別紙様式第9号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

までに満たすと見込まれるため、補助率を2分の1以内とした生乳生産者団体にあっては、その進捗状況がわかる資料

[新設]

別紙様式第9号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

改正後	現行
<p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金について、生乳流通体制合理化 推進事業実施要領第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還しま す。(返還がある場合、記載すること))</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。） 第 15 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) 金 円</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金について、生乳流通体制合理化 推進事業実施要領第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還しま す。(返還がある場合、記載すること))</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。） 第 15 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) 金 円</p> <p>2～6 [略]</p>